

ポイント

○地籍調査未実施の土地は、現地と登記所地図、登記簿との不一致が生じ、土地に関する行政活動や経済活動に支障を来していることから、事業実施により、登記所の地図及び登記簿を更新整備して、土地に関する基礎資料として多方面にわたる利活用を図る。

事業概要

あなたの土地を再確認！！

○事業目的

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図り、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。

○事業内容

一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目・境界に関する調査と面積を明確にする測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめる。

○実施地区

- ・東平田地区(生石字大森山、奥山)
- ・平田地区(北俣字西沢)

○実施面積

- ・東平田地区 0.28km² (1年目工程：地積測定及び複図作成等)
- ・平田地区 0.39km² (2年目工程：一筆地調査及び測量等)

○負担割合

国：50% 県：25% 市：25%

【酒田市の進捗状況】

令和3年3月31日現在

調査対象面積	調査実施済み面積	進捗率
357.06km ²	247.18km ²	69.2%

※ 全国：52.0% / 山形県49.2% (令和2年3月31日現在)

事業スキーム

【1年目】

① 地元説明会の開催

② 境界等の確認(一筆地調査)

- ・土地所有者等の立会いのもと、一筆ごとに境界等の確認を行う。

③ 地籍測量(一筆地測量)

【2年目】

④ 地積測定・地籍図等作成

⑤ 成果の閲覧・確認

- ・地籍簿と地籍図の案を閲覧し、土地所有者等から確認してもらう。

【3年目】

⑥ 登記データの更新

- ・国の承認と県の認証の後、登記所に成果が送付され、登記データが更新される。

事業効果

- ◆土地境界をめぐるトラブルの未然防止
 - ・成果が数値データにより記録、保存され、将来の境界紛争が防止される。
 - ・土地取引や相続が円滑にでき、個人資産の保全につながる。

- ◆災害復旧の迅速化
 - ・災害時に境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り組むことが可能になる。

- ◆課税の適正化・公平化
 - ・土地一筆ごとの正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化等を図ることができる。

- ◆森林経営管理への寄与
 - ・土地一筆ごとの正確な面積が把握されるため、森林経営管理事業に大きく寄与することができる。

☆その他、公共事業の円滑化やまちづくりなど多方面に利活用される。

【お問い合わせ】

酒田市農林水産部農林水産課

地籍調査係 TEL 43-6977